

復興大臣

伊藤 忠彦 様

要 望 書

令和7年7月25日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

南相馬市議会議長 鈴木 昌一

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から14年が経過し、この間、当市では総力を挙げて、この未曾有の災害からの復旧・復興に向け、取り組んできました。

その結果、インフラの復旧や居住環境等の整備は概ね完了し、働く場の確保や子育て環境の充実等の取組について、一定の成果が見られるようになりました。

しかしながら、原子力災害被災地域においては、いまだ多くの住民が避難生活を続ける中、生活再建に向けた取組や長引く風評被害への対応に加え、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた更なる取組が求められております。

こうした中、令和7年6月20日に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、原子力災害被災地域においては、福島復興及び再生はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであり、『第2期復興・創生期間』以降も引き続き国が前面に立って取り組むこと、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応することとしております。

このことから、第3期復興・創生期間においても、被災地の復興が停滞することのないよう、新たな課題への対応も含め、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1 『第3期復興・創生期間』における支援について

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」では、「1.復興の基本姿勢及び各分野における取組」の中で、「原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。」との考え方が追記されるなど、原子力被災地域の実態を踏まえた見直しが行われたところである。

このことから、当該基本方針に基づき、十分な組織体制の継続、復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、現行と同様の枠組みによる安定的な財源をしっかりと確保するとともに、新たに顕在化する課題に対しても、引き続き、国が前面に立って取り組むこと。

特に、現在、原子力被災自治体が連携し一体となって、復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、単に避難解除の時期などにより支援に差をつけることのないよう強く求める。

2 企業誘致等における支援制度の継続について

震災と原発事故により失われた当市の産業において、工場等の新増設を支援し企業立地を促進することにより「働く場」を確保することで、雇用の創出及び産業集積やなりわいの再建を図り、自立・帰還等を加速させるための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」、「被災事業者自立支援事業費補助金」、さらに新産業の創出やスタートアップ企業の支援に資する「地域復興実用化開発等促進事業

費補助金」については、第3期復興・創生期間においても制度の存続とともに、同様の支援内容を継続すること。

また、被災地における設備投資や被災者等雇用に係る税額控除などを実施してきた復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、産業集積の形成及び活性化を促進するため、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和7年度末に適用期限を迎える風評税制やイノベ税制については、期限を延長すること。

3 農業に係る復興支援の継続について

震災及び原発事故以降、当市では農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このことから、第3期復興・創生期間においても、畦畔除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援を継続するとともに、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

さらに、原子力被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの推進を図るとともに、事業構築に当たっての財政支援を行うこと。

4 福島イノベーション・コースト構想の推進について

当市では、自立的・持続的な産業発展の実現を目指す福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携により、地元企業による新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組みを進めている。

福島イノベーション・コースト構想を確実に実現するため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、地元企業が福島国際研究教育機構をはじめ、関係機関・企業等と広域的なネットワークを構築するための支援策を講ずること。特に宇宙については新たな取組であり、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備等を進めること。

また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を浜通り地域に一層呼び込むため「インキュベーション施設の整備」や「スタートアップ支援の拡充」の取組に対して財政支援を行うこと。

さらに、地域教育水準の向上とグローバルな人材や将来の産業の担い手など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域人材の育成に係る取組への支援策を講ずること。

5 復興のステージに応じた新たな課題対応への支援について

当市では、年少人口や生産年齢人口の回復は依然として厳しい状況にあるため、全市を挙げて、住民帰還や移住の促進等による震災前の暮らしを取り戻す努力を絶え間なく続けてきた。

これらの取組を継続することに加え、急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、現在、地域コミュニティの維持や教育施設の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られている。

また、当市における原子力被災からの再生に当たっては、帰還や移住を推進するという視点に加え、例えば、教育施設の再整備や救急医療体制の充実など、帰還者や移住者が安心して暮らし続けられる環境整備事業も必要となっている。

一方で、現行の国による支援制度等では、これら新たな課題等に対応することが困難な場合もあることから、当該基本方針を踏

まえ、原子力被災地域の復興のステージ・実情に応じたきめ細やかな施策の実現に向け、復興の各段階によって生じる様々な課題に対応できるよう柔軟な制度の運用や見直し、新たな支援制度の創設等に加え、必要な財政支援をしっかりと行うこと。